

令和 8 年度税制改正に関する経済産業省要望

【概要】

令和7年 8 月
経 済 産 業 省

目 次

I . 熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備	3
II . 我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進	20
III . 中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化	25
IV . GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化	32
V . 移り変わる国際課税への対応	38
VI . 制度整備・改善	44
VII . 新設・延長・拡充	48
VIII . 共同要望（他省庁主管）	53
IX . 廃止・縮減	57

I .

熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備

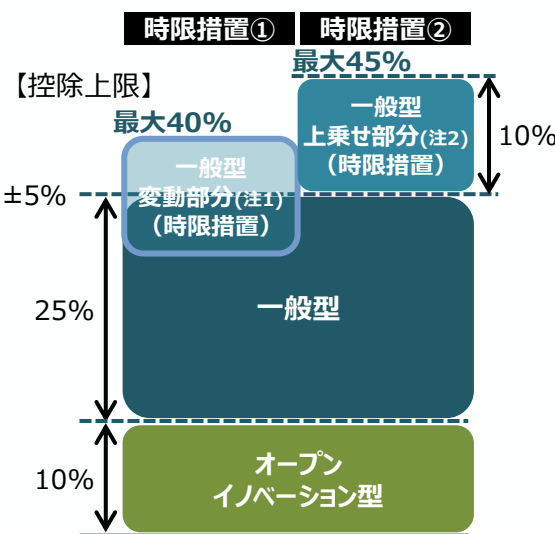
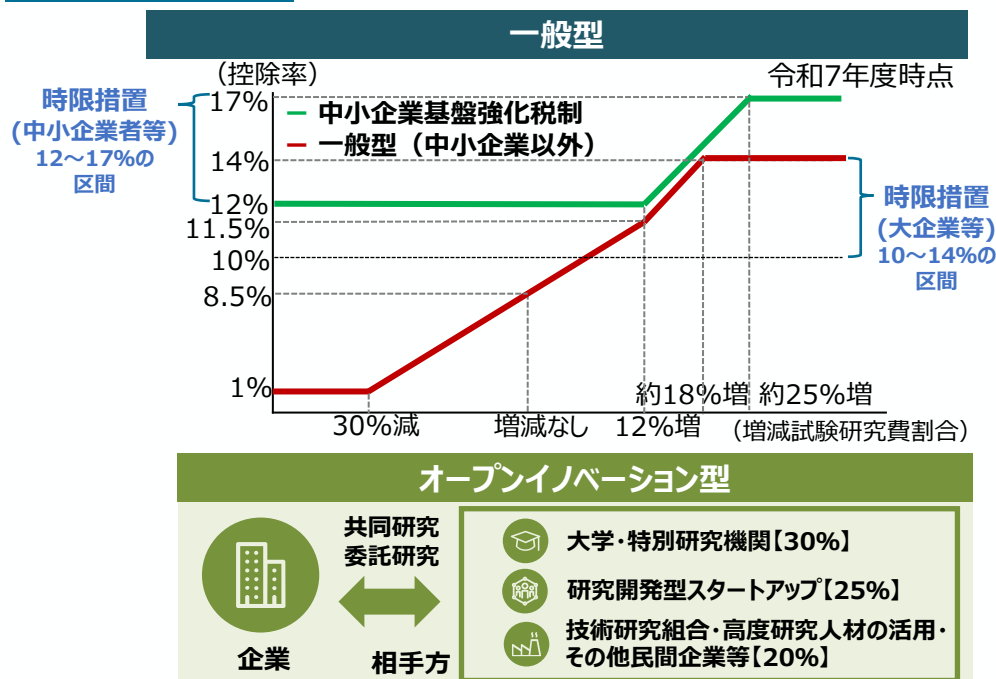
研究開発税制の拡充及び延長

(所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- 科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下。
- また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化。
- このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットINGな投資環境の整備等に必要な措置を要望。

現行制度



- 平均売上高試験研究費の割合が10%超
- 中小企業者等の試験研究費の増加割合が12%超

- 研究開発を行う企業の試験研究費の額に応じて、試験研究費の一定割合（大企業:1-14%、中小企業:12-17%）を法人税額から控除

- 共同研究または委託研究を行う場合に、一般型よりも高い控除率（20-30%）で法人税額から控除

注1 研究開発投資の増減に応じた控除上限の変動措置

注2 売上に対する研究開発投資の割合が10%超の場合の上乗せ措置

※ 税額控除限度額（試験研究費の額×控除率）と控除上限を比較して**小さい金額**が控除額となる。

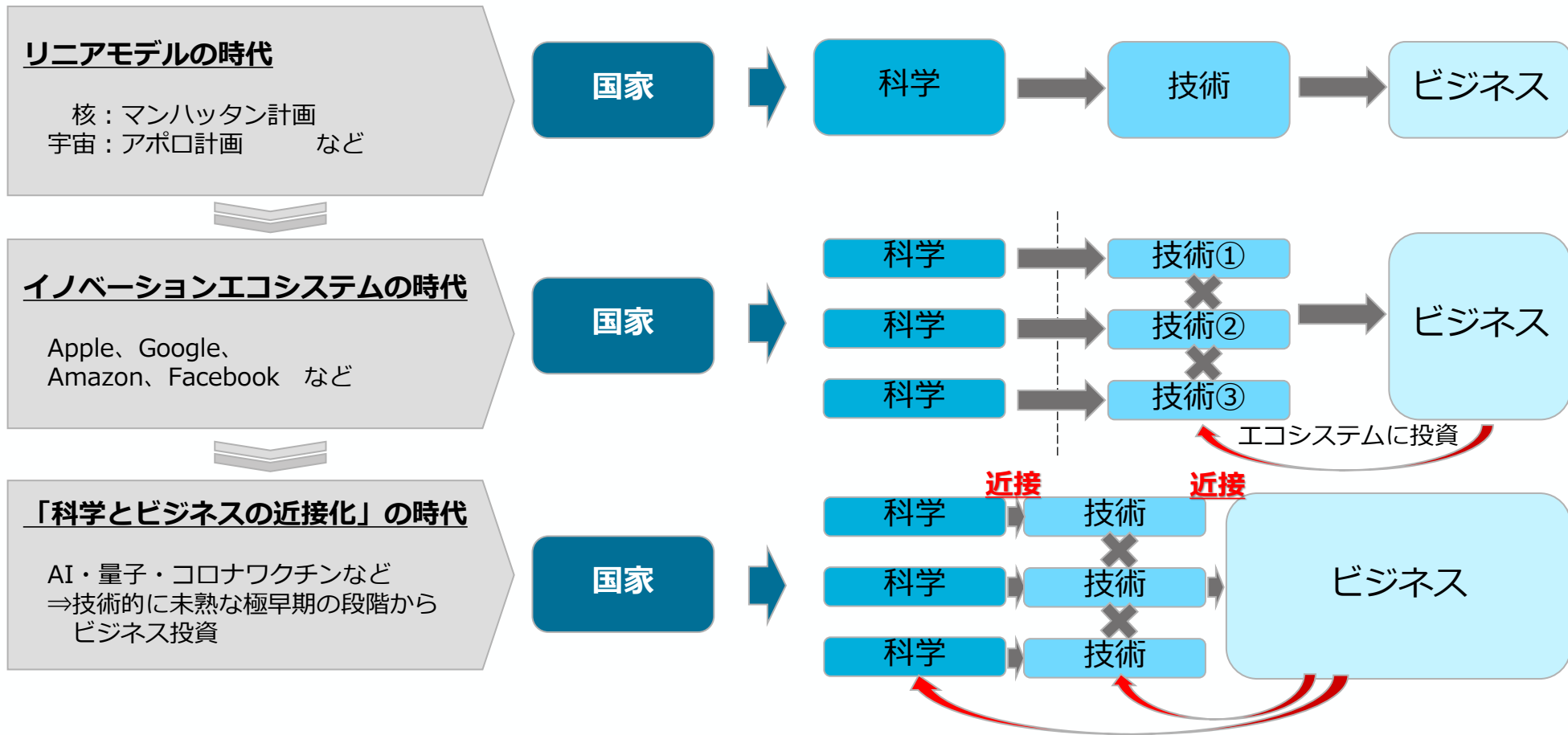
※ 設立10年以内等の要件を満たすベンチャー企業の控除上限については、上記に**15%上乗せ**。

要望内容

- 既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設し、重点化（控除率のインセンティブを強化・控除上限を別枠で措置）
- OI型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加（控除率のインセンティブを強化）
- 大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化

- 税額控除の繰越制度の導入
- 高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充
- 中堅企業に対するインセンティブを強化
- 試験研究費の範囲の明確化
- 時限措置の適用期限の延長 等

(参考 1) 科学とビジネスの近接化



(参考2) 研究開発税制国際比較

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	韓国
控除率	一般型 ：研究開発費 $\times 1 \sim 14\%$ (増減なしで8.5%) or 中小型 ：研究開発費 $\times 12 \sim 17\%$ + OI型 ： 研究開発費 $\times$ 20~30%	標準税額控除法： 研究開発費 $\times 10\%$ (最大) or 代替簡易税額控除法： (研究開発費－研究開発費の過去3年平均 $\times 1/2$) $\times 14\%$	研究開発費 $\times 20\%$	(研究開発費1億ユーロ以下) 研究開発費 $\times 30\%$ (研究開発費1億ユーロ超過分) 研究開発費 $\times 5\%$ + 中小企業イノベーション税額控除： イノベーション費用 $\times 20\%$ (上限40万ユーロ)	研究開発費 $\times 25\%$ 中小企業の場合は 研究開発費 $\times 35\%$	研究開発費 $\times$ 控除率(大企業 0~2% 、中堅企業 8% 、中小企業 25%) or 研究開発費の増加額 $\times$ 控除率 (大企業 25% 、中堅企業 40% 、中小企業 50%) + 時限措置として重点分野(半導体等)は 研究開発費 $\times$ 控除率(大企業 20~40% 、中堅企業 20~40% 、中小企業 30~50%) ^{※4}
控除上限	原則25% (変動型： $\pm 5\%$ or 上乗せ型： $0 \sim 10\% +$ ベンチャー特例： 15%) +OI型：10%	上限なし ただし、他の政策減税と合算し最大で約75%	2万ポンド+ 3 $\times$ (源泉徴収税額と 社会保険料の合計支払額)	上限なし	大企業：250万ユーロ 中小企業：350万ユーロ	上限なし ただし、他の政策減税と合算した最低限税率あり ^{※5}
海外委託費	○	×	△ (国内でできない研究開発である等の要件あり ^{※1})	△ (EU圏内のみ)	△ (EU圏内のみ)	○
繰越制度	×	20年	無期限 ^{※2、※6}	3年 ^{※3、※6}	× ^{※6}	10年

(参照資料) 各国政府等のホームページから情報を整理

※1 R&Dに必要な条件がイギリス国内に存在しない、R&Dが行われる場所に必要な条件が存在する、会社がイギリス国内で条件を再現することが全く不合理である、という3つ状況を満たす。

※2 継続企業の原則を満たす必要あり

※3 3年間で全額相殺されなかった場合給付が可能。

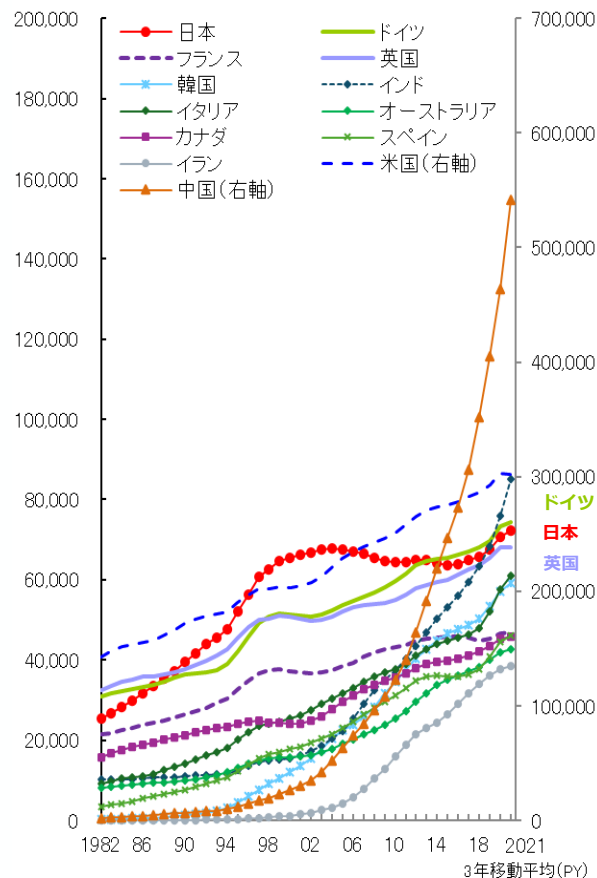
※4 新成長・源泉技術14分野(ブロックチェーン技術、量子コンピューティング、AI、航空宇宙技術、バイオヘルス、カーボンニュートラル等)の控除率はそれぞれ大企業20~30%、中堅企業20~30%、中小企業30~40%、国家戦略技術7分野(半導体、二次電池、ワクテン、ディスプレイ、水素、未来型移動手段、バイオ医薬品)の控除率はそれぞれ大企業30~40%、中堅企業30~40%、中小企業40~50%

※5 (租税減免前の課税標準)100億ウォン以下分10%、100億ウォン超過1,000億ウォン以下分12%、1,000億ウォン超過分17%

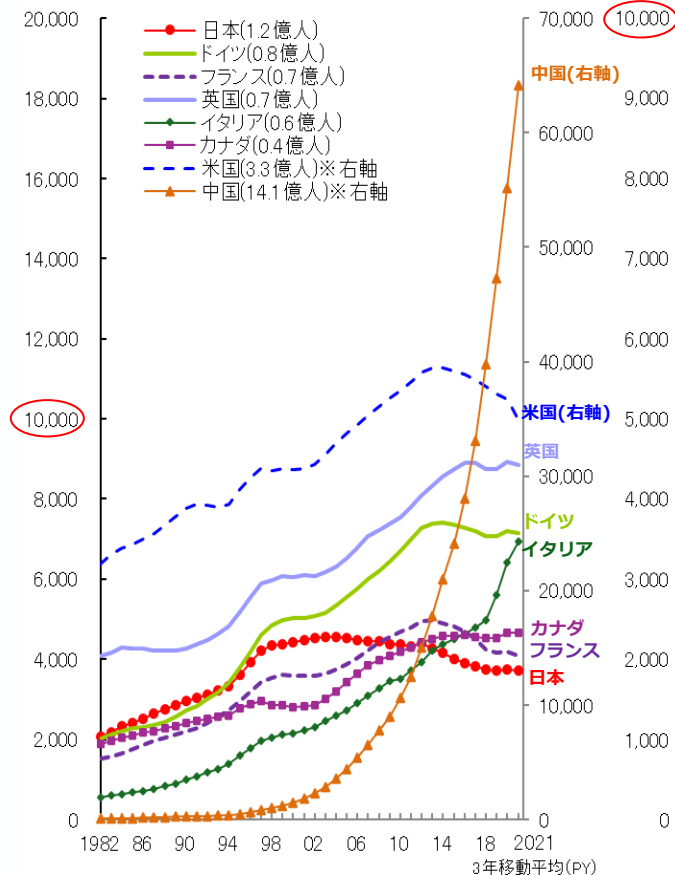
※6 控除しきれない金額がある場合は別途の措置あり。

(参考3) 主要国・地域論文数推移 (論文数、Top10%)

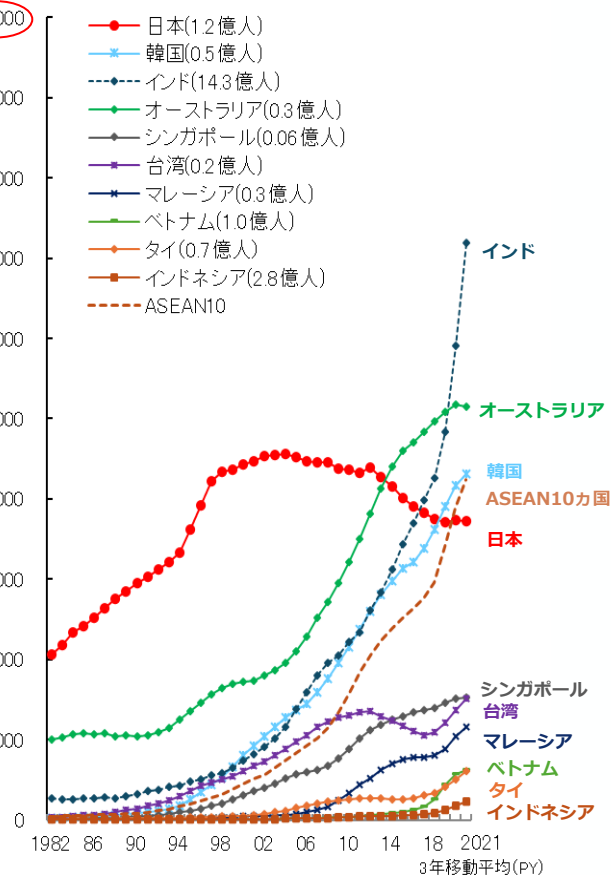
論文数(分数カウント法・全分野)



Top10%補正論文数
(分数カウント法・全分野)
G7・中国



Top10%補正論文数
(分数カウント法・全分野)
アジア・オセアニア



※PYとは出版年(Publication year)の略である。Article, Reviewを分析対象とした。分数カウント法による結果。
※論文の被引用数(2023年末の値)が各年各分野(22分野)の上位10%に入る論文数がTop10%論文数である。※ () 内は2023年時点のおおよその人口
(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所からの提供情報を基に、経済産業省が作成。

大胆な投資促進税制の創設(法人税・所得税・法人住民税・事業税・個人住民税)

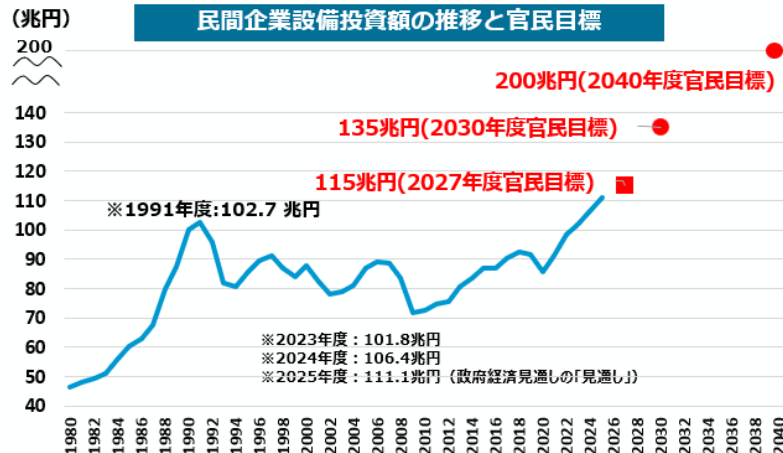
- 高付加価値型の経済・産業構造に転換するには、過去最高水準に上昇した企業の現預金も活用しながら、国内投資と賃上げを進めていくことが不可欠。2030年度に135兆円、2040年度に200兆円の新たな官民国内投資目標を設定した中、これを必ず達成するため、引き続き官民一体となって国内投資の拡大と賃上げを継続していく必要がある。
- 一方で、足下では、米欧中をはじめとして各国が国内投資促進政策を大幅に強化。また、国際情勢の不確実性が高まる中、国内成長投資の先送りが生じかねない状況にある。
- このため、国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制を創設**する。

要望内容

- 産業構造の高付加価値化のための大胆な設備投資に対する税制措置を新たに創設する

(イメージ)

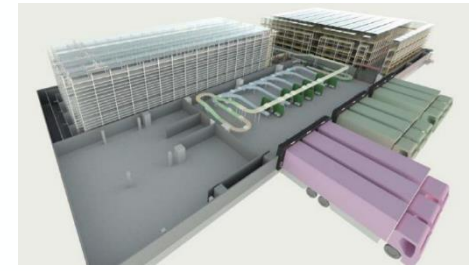
官民設備投資目標の達成に向けた大胆な成長投資を後押し



バイオ製薬への事業転換のための投資



ファクトリーオートメーションを導入した工場の新設



仕分け・ピッキングを自動化した物流倉庫の新設
(出典) 企業HP等

車体課税の抜本見直し (自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割)

- 車体課税について、米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

(1) 国内市場の活性化のための環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減

- 米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、国内市場を活性化するため、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行う。

(2) カーボンニュートラルに資する保有時の課税のあり方の見直し

- カーボンニュートラルに積極的に貢献するため、保有時の課税について、重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じた公平・中立・簡素な制度とする。
- 上記の見直しに伴う経過措置として、自動車重量税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、延長を行う。

(3) 「新たなモビリティ社会」を踏まえた見直し

- 自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討を行う。

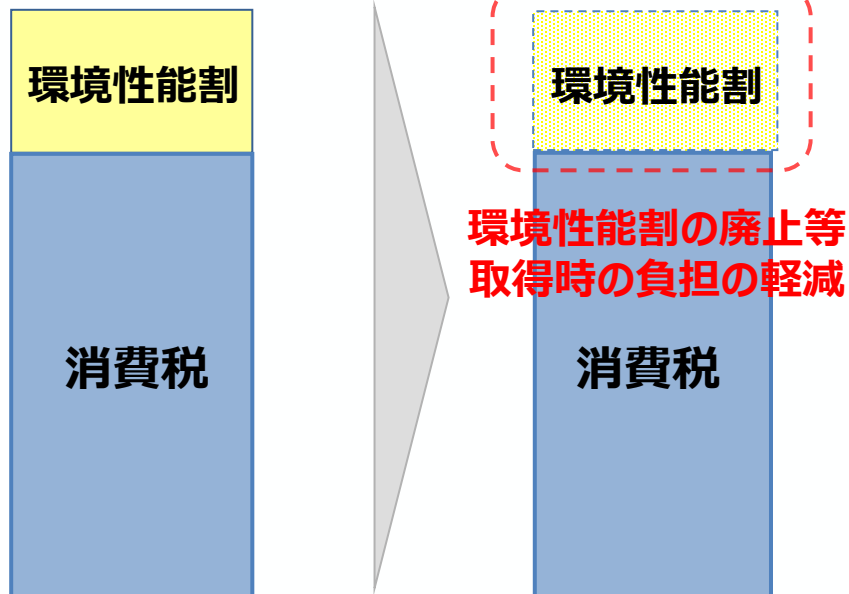
(1) 国内市場の活性化のための環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減

- 米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、国内市場を活性化するため、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減。

■ 取得時の見直しイメージ

⇒環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、国内市場活性化

燃費性能等に応じて、登録車は0~3%、軽自動車は0~2%を課税

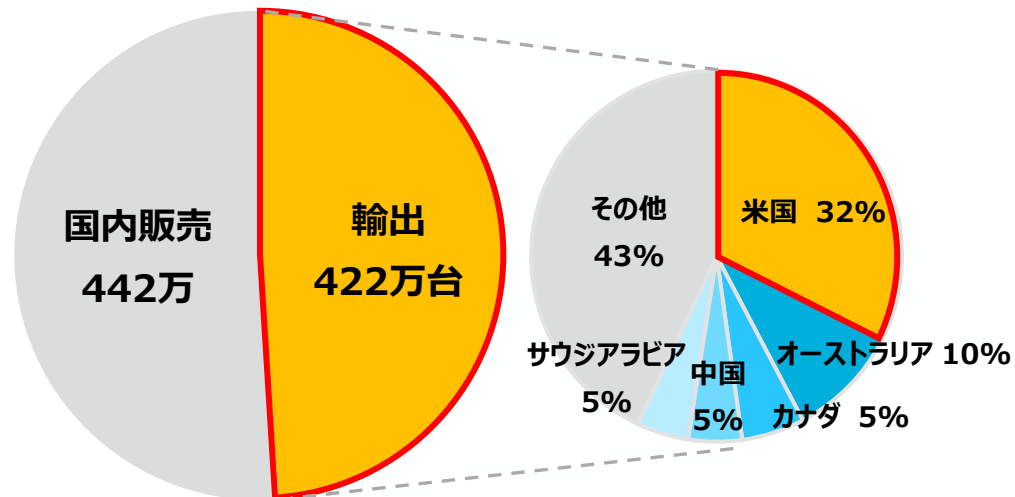


■ 日本の自動車生産と米国向け輸出（2024年）

⇒2024年の国内生産（864万台）の約48%が輸出。
うち、米国向けの輸出は約32%を占める。
(国内生産全体の約15%)

国内生産のうち国内販売及び輸出台数

国別輸出割合



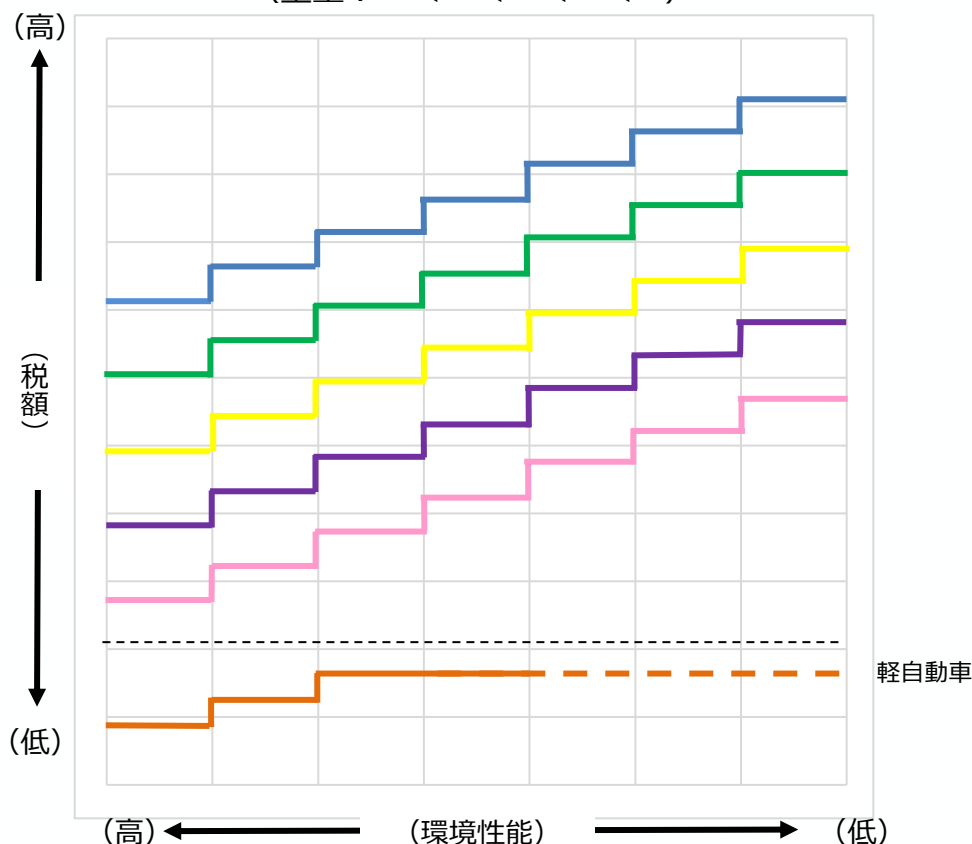
(出典) 日本自動車工業会データベースより経済産業省作成

(2) カーボンニュートラルに資する保有時の課税のあり方の見直し

- カーボンニュートラルに積極的に貢献するため、保有時の課税について、重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じた公平・中立・簡素な制度とする。
- 上記の見直しに伴う経過措置として、自動車重量税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、延長を行う。

■ 税額イメージ

(重量 : ■ < ■ < ■ < ■ < ■)



※軽自動車については車重が狭い範囲内に集中することから重量の段差は設けない。

■ エコカー減税（自動車重量税）

令和7年5月1日～令和8年4月30日	初回車検	2回目車検
電気自動車等（※）	免税	免税
2030年度燃費基準125%達成		
2030年度燃費基準100%達成	▲50%	
2030年度燃費基準90%達成	▲25%	
2030年度燃費基準80%達成	本則税率	
2030年度燃費基準75%達成		

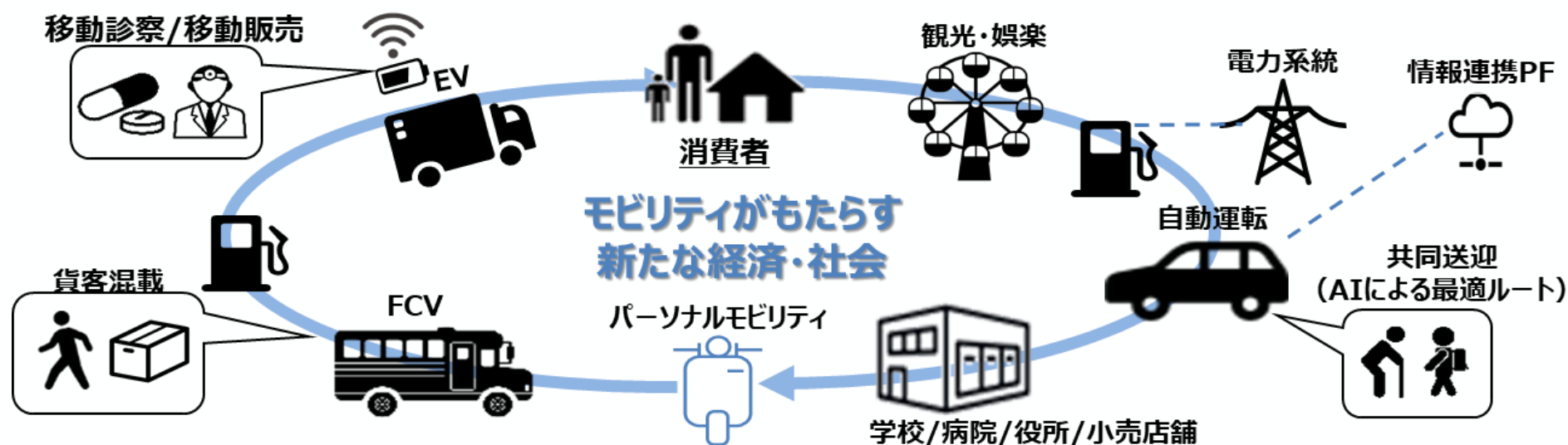
■ グリーン化特例（自動車税/軽自動車税）

令和5年4月1日～令和8年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等（※）	▲75%	▲75%

※電気自動車等：
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

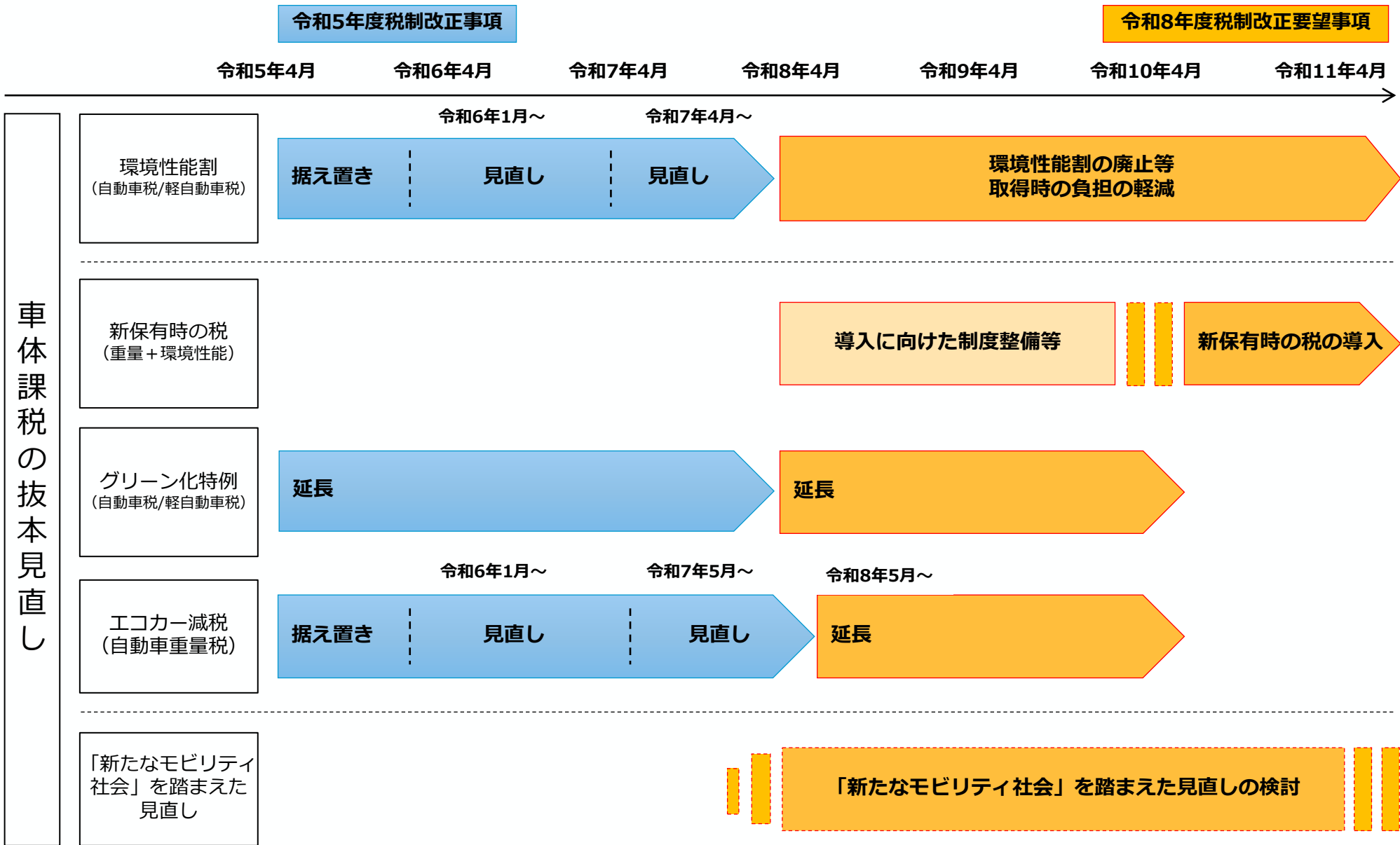
(3) 「新たなモビリティ社会」の姿を踏まえた見直し

- データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討し、見直しを行う。
 - 「新たな社会」における変化の具体化（保有から利用への変化、モビリティによる受益者の広がり（MaaS、データ利活用等）、GX/DX技術の普及等）を踏まえた課税体系の見直し



車体課税の抜本見直し

(自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割)



(参考) 令和7年度税制改正大綱(抜粋)

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

4. 自動車関係諸税の総合的な見直し

(1) 見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする
- ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

(2) 車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとするべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

(3) 利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長等 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。**
- 今後も企業の脱炭素投資を後押しするため**、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な**カーボンニュートラル投資促進税制を延長等**する。

現行制度

【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

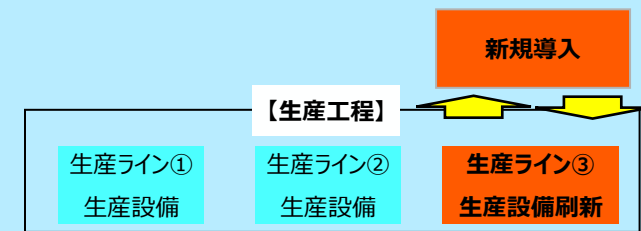
産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却※1を措置。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なる。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等※2	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

<計画イメージ>



※1・・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

※2・・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで）
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。

スピノフの実施の円滑化のための税制措置の見直し

見直し

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

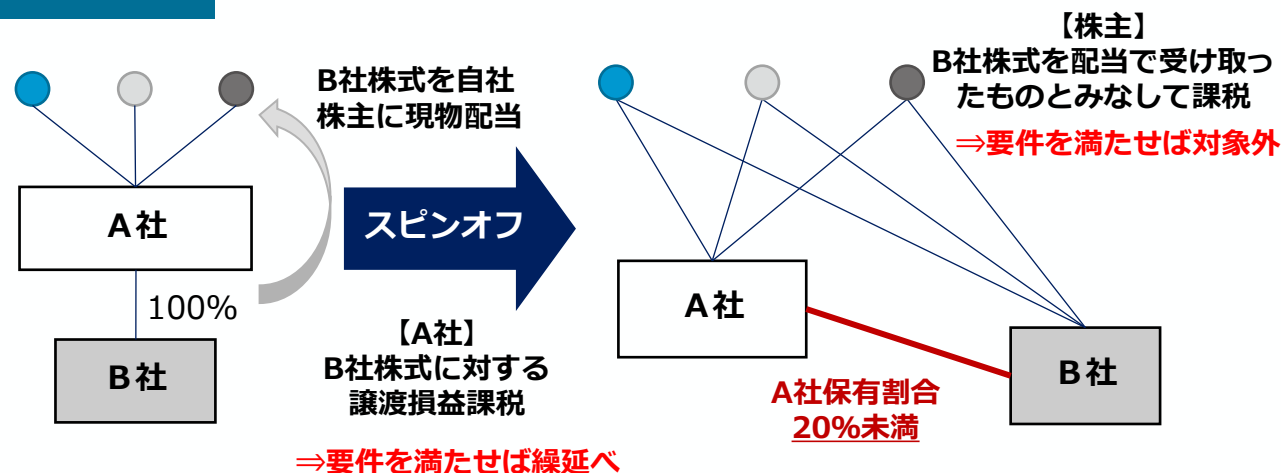
- 令和5年度、パーシャルスピノフ税制※が創設（適用期限は令和9年度末）

※元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。

- 一方で、スタートアップの創出だけでなく、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進するため、事業再編には検討から完了まで数年間を要することも鑑み、本税制措置について、適用要件を見直した上で、恒久化のための所要の措置を講じる。

現行制度

【適用期限：令和9年度末】



- ① スピノフ後にA社が保有するB社株式が**発行済株式の20%未満**であること
 - ② スピノフ直前のB社の**従業員のおおむね90%以上**が、その業務に引き続き従事することが見込まれること
 - ③ A社が**産業競争力強化法の事業再編計画の認定**を受けていること
 - ー B社の**主要な事業として新たな事業活動**を行っていること
 - ー B社の**役員に対するストックオプションの付与等**の要件を満たすこと
- 等

要望内容

- 企業の事業ポートフォリオの組替えも促進するよう、適用要件を見直す。
- 事業者の予見可能性を確保するため、適用期限を廃止し、恒久的な措置とする。

(参考 1) 「稼ぐ力」のCGガイダンスの概要 (令和 7 年 4 月)

主な対象：TOPIX500を構成する企業

目的：企業が、CGコードにおける原則を形式的にコンプライするのではなく、**「稼ぐ力」の強化(※)に向けたCGの取組を行うことを支援する**

(※) 単なる現時点の収益性・資本効率の向上ではなく、**中長期的かつ持続的な収益性・資本効率の向上**

(注) 各企業において「稼ぐ力」を強化するためのCGの取組等の一例を示すものであり、**記載されている取組を一律に要請するものではない。**

■ CGの考え方の整理

「稼ぐ力」の強化に向けた企業経営

- ✓ **自社の競争優位性を伴った価値創造ストーリー(※)を構築し、実行することが重要**

(※) 長期的に目指す姿の実現に向けて、どのようなビジネスモデルを通じて、どのような社会課題を解決し、どのように長期的な企業価値向上に結びつけていくかについての一連のストーリー。

≪具体的な行動≫

- ① **事業ポートフォリオの組替え・成長投資の実行**
- ② CEOら経営陣による価値創造ストーリーの構築と実行を支える**実効的なCGの構築**
- ③ 価値創造ストーリーの構築と信頼関係の構築、将来期待の醸成に向けた**株主・投資家との対話**

(主要メッセージとして抜粋)

「稼ぐ力」を強化する取締役会 5 原則

- ✓ **取締役会・CEOら経営陣が常日頃から意識して行動**
 - 原則 1：価値創造ストーリーの構築
 - 原則 2：経営陣による適切なリスクテイクの後押し
 - 原則 3：経営陣による中長期目線の経営の後押し
 - 原則 4：経営陣における適切な意思決定過程・体制の確保
 - 原則 5：指名・報酬の実効性の確保

■ 自社におけるCGの取組の検討

自社におけるCGの在り方の検討

- ✓ 議論する際に重要と考えられる**検討ポイント／取組例**を提示
 - **CGの位置付け／役割分担**等の明確化
 - **全取締役とCEOら経営陣の共通理解**
 - **最適な機関設計**の選択

「稼ぐ力」の強化に向けたCGの捉え方

- ✓ **透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための基盤**
- ✓ **意思決定過程の合理性・透明性を確保しつつ、経営者に裁量と責任を与えるもの**

CGの取組の全体像

- ✓ **「稼ぐ力」の強化に向けたCGの取組**
 - ① CEOら経営陣による業務執行を様々な側面から支える**取締役会**の構築
 - ② 価値創造ストーリーを立案・実現できる**強靱な経営チーム**の組成
 - ③ CGの実効性・持続性を担保する**評価・検証の仕組み**の構築
- ✓ **価値創造ストーリーとCGの関連性**
 - **価値創造ストーリーの構築**、その**実現に向けた業務執行**、**評価・検証**という全体メカニズムが実効的に機能するCGを構築することが重要
- ✓ **企業が「稼ぐ」ためのアクション**
 - **株主・投資家の声を適切に反映**：価値創造ストーリーの磨き上げ・信頼関係の構築・将来期待の醸成
 - **将来的なビジネスモデルの在り方や、その下での事業ポートフォリオの在り方を踏まえ、貴重な経営資源をコア事業の強化や将来の成長事業への投資に集中**
- ✓ **「稼ぐ力」の強化に向けたCGの取組の進め方**
 - **自社におけるCGの在り方について十分議論し、取締役会等と経営陣が、各々の役割を果たし、バランス良く機能発揮**できるよう、**一貫した考え方**の下で、実効的な体制・仕組みを検討することが重要

CGの各体制・仕組みの検討

- ✓ 「稼ぐ力」の強化の観点から特に重要と考えられる**体制・仕組み**を抽出し、議論する際に重要と考えられる**検討ポイント／取組例**を提示
 - **取締役会**（アジェンダ・議論活性化／権限委譲、実効性評価（取締役個人評価含む）等）
 - **指名委員会**（CEOの後継者計画、CEOの再任・不再任（CEO評価含む）等）
 - **報酬委員会**（報酬委員会の体制、報酬政策）
 - **CEOら経営陣**（執行役員等体制（CxO等）、経営会議等の在り方、幹部候補人材の選抜・育成）
 - **事務局**（事務局体制・仕組み）

(参考2) 日本企業にとってのパーシャルスピノフの意義

- 再編の検討にあたっての日本企業からの声として、実態として元親会社のブランドやITシステム等を継続利用する際に資本関係が求められることや、意思決定に際して、切り出される従業員の抵抗感緩和、取引先の信頼維持、残持分の売却によるキャッシュの確保が重視されること等がある。

パーシャルスピノフの意義（日本企業等の声）

- 以下の理由により、**事業切り出しを段階的に行う方が日本企業の実態に合致し、円滑に実施**できる。
 - **元親会社のブランド・商標やITシステム等を使いたい**が、グループポリシー等により**資本関係が求められる**場合がある。
 - **元親会社との資本関係を残すことで、スピノフされる企業の従業員の抵抗感の緩和やモチベーションの維持**を図りやすい。
 - 顧客や取引先からの信頼・取引の維持の観点から、**元親会社との資本関係を残した方が従前の契約関係の継続等への合意を得やすい。** 等
- **残持分を将来売却して利益を得ることで、スピノフ後のアップサイドを得たいという元親会社のニーズを満たす**ことができ、**スピノフの決断を促進**できる。
- **分配された株式の売却（フローバック）を抑制**することができ、**株価形成を円滑化**できる。 等

パーシャルスピノフ活用の理由（ソニーグループ）

（前略）これまで当社は、**グループにおける事業間シナジーの強化**に注力し、**金融事業**においても、2020年の完全子会社化を経て、**他の5つの事業との事業間連携**を図ってきた。その一方で、**金融事業**には成長投資とともに財務の健全性も強く求められ、**多くの資本を必要とするため**、当社グループ全体のキャピタルアロケーションという観点では、**拡大していくエンタテインメント領域、イメージセンサーなどへの投資との両立は容易ではない**。今後、**他の5つの事業と、金融事業のさらなる成長を実現するためには、事業間連携やグループインフラの活用を今後も推進**しつつ各々が適した事業環境やガバナンス体制の下で、資金調達、経営資源の集中を行うことが必要であると判断し、**ソニーブランドを訴求**しつつ、それを実現する方法として**パーシャルスピノフを活用した現物配当による事業再編**（以下「本件事業再編」という。）を**選択**することを決断した。

(参考3) スピンオフに関する日本企業の検討状況

- 2023年以降、上場企業5社がスピンオフの検討を正式に公表し、実行に向けて準備中（うち1社は実行済み）。
- 元親会社が全ての株式を分配する完全スピンオフに加えて、一部持分を残すパーシャルスピンオフを検討する企業も出てきている。

スピンオフの検討開始を正式に公表した企業

公表日	スピンオフ 実施会社	スピンオフ される会社	検討中の スピンオフの手法	スピンオフ 実行目標時期
2023/1/23	(株)メルコホールディングス	シマダヤ(株) (麺類の製造・販売)	株式分配 (完全スピンオフ)	2024年10月1日 実行済
2023/5/11	(株)デジタルハーツホールディングス	(株)AGEST (情報・通信)	株式分配 (完全スピンオフ)	非開示 ※2025年5月13日時点
2023/5/18	ソニーグループ(株)	ソニーフィナンシャルグループ(株) (金融)	株式分配 (パーシャルスピンオフ)	2025年10月1日 ※2025年5月14日時点
2023/7/14	Hamee(株)	NE(株) (ソフトウェア)	株式分配 (完全スピンオフ)	2025年11月4日上場予定 (2025年中に上場申請) ※2025年6月13日時点
2024/2/14	(株)レゾナックホールディングス	クラサスケミカル(株) (石油化学) ※2025年1月1日分社化	株式分配 (パーシャルスピンオフ)	2年内の実行を目指す ※2025年2月13日時点

(注) 各社のスピンオフの実行は、証券取引所からの上場承認の取得その他の関係当局の承認や認定、許認可の取得等が前提となっている。実行目標時期はあくまで当該開示時点での各社の目標又は見込みとして示されている時期であり、その後の変更の可能性があるので留意。詳しくは最新の各社開示情報を参照のこと。

(出典) 各社適時開示・決算説明資料等を基に経済産業省にて作成。

Ⅱ.

**我が国の科学技術の発展に資する
研究開発・イノベーション投資の促進**

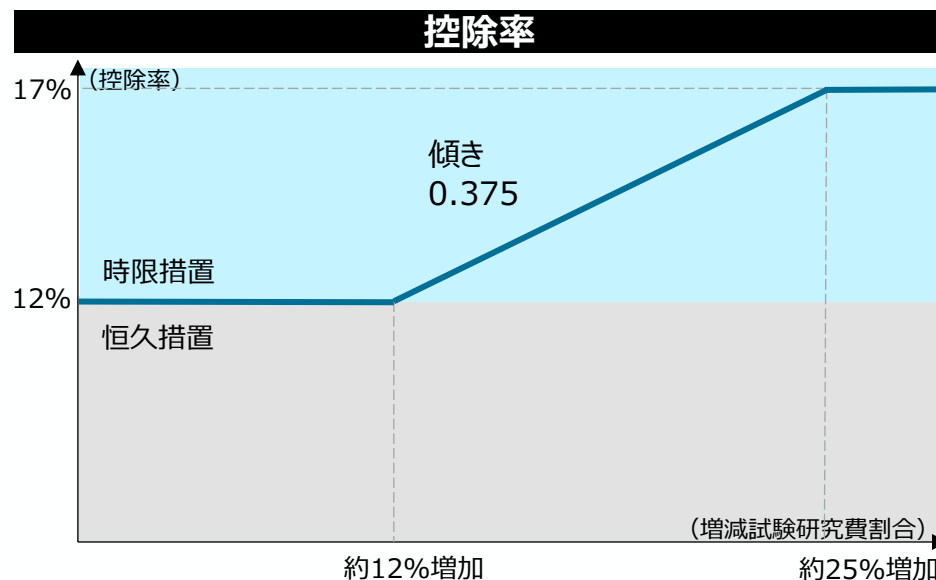
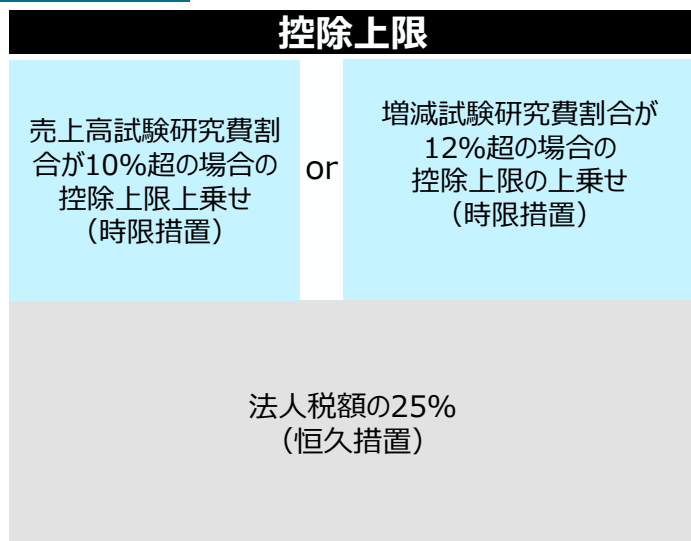
中小企業技術基盤強化税制等の拡充及び延長

(所得税・法人税・法人住民税)

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、増減試験研究費割合に応じた控除率等の上乗せについて、時限措置の3年間の延長を行うとともに、企業の研究開発投資の増加を促すためのインセンティブの強化に向けた見直しを行う。

現行制度

【時限措置の適用期限：令和7年度末まで】



要望内容

- 控除率の見直し
- 手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑等の周知）
- OI型における中小企業向けの控除率について、上乗せ措置を設定
- 税額控除の繰越制度の導入
- 試験研究費の範囲の明確化
- 時限措置の適用期限を3年間延長（令和10年度末まで）

オープンイノベーション促進税制の延長等 (法人税・法人住民税・事業税)

- 我が国企業が自前主義から脱却するとともに、スタートアップが大きく・早く成長するためには、事業会社とのオープンイノベーションが重要であるが、**海外と比較するとオープンイノベーションは定着していない状況**にある。
- 本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きく、本税制はスタートアップ投資の増加に一定の貢献をしていると見込まれるため、**適用期限の延長を行う**。
- 大企業によるスタートアップへの投資を促進すべく**M&A型のさらなる拡充**を行う。

現行制度

【適用期限：令和7年度末まで】



対象法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

株式取得額の25%を所得控除
(成長に資するM&A時は発行済株式も対象)

資金などの経営資源

革新的な技術・ビジネスモデル



スタートアップ

(設立10年未満の国内外非上場企業)
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場合
(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

成長投資
(研究開発、設備投資)

事業成長
(売上高)

M&A型については、5年以内に
成長投資・事業成長の要件
を満たさなかった場合等には、
所得控除分を一括取り戻し

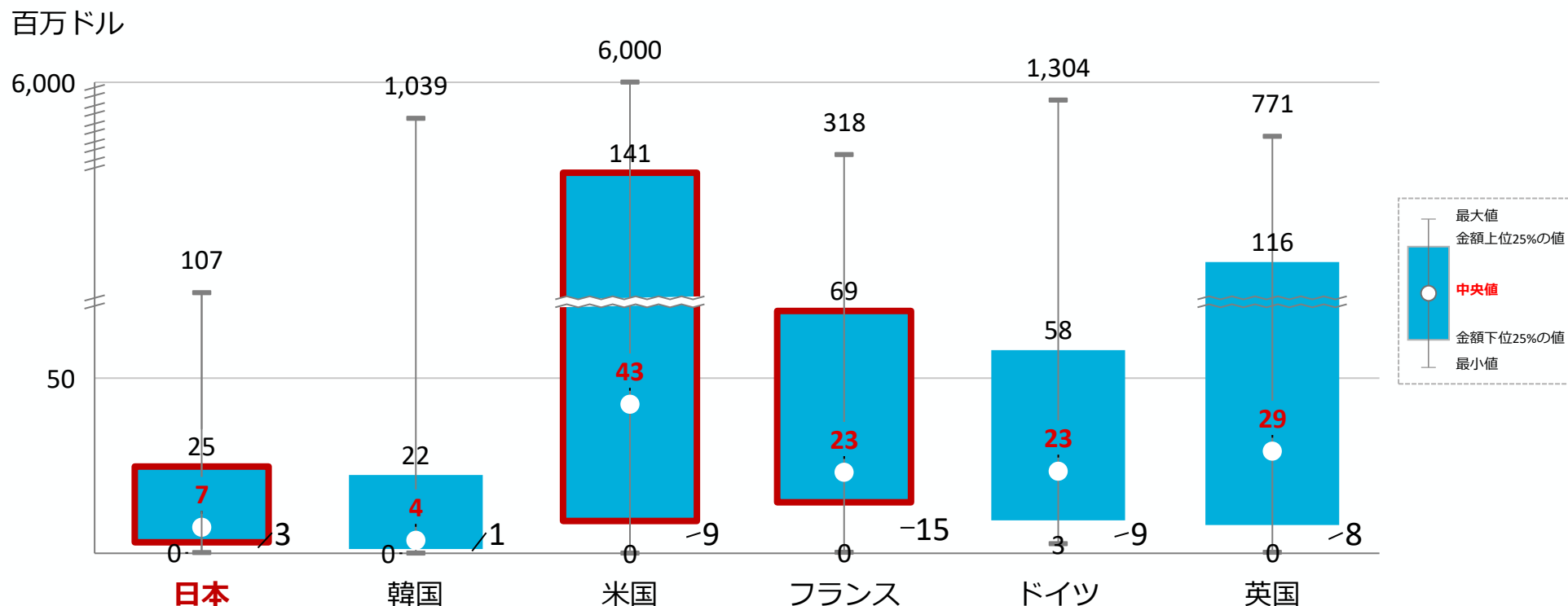
	新規出資型	M&A型
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
株式取得 上限額	50億円/件	200億円/件
	年間500億円/社まで	
株式取得 下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、 一律5億円/件	5億円/件

要望内容

- 適用期限を2年間延長する（令和9年度末まで）とともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、M&A型の必要な拡充を図る。

(参考) 諸外国とのM&A金額比較

スタートアップ*1のM&A金額の分布 (2023年)



(参考) ポストンコンサルティンググループが作成した資料より引用。M&Aディール金額が公表されている案件に限って集計。
 スタートアップはVCから投資資金支援を受けている企業
 本データはPitchbookを用いて独自に集計を実施したものであり、引用の際には下記の文言を併記すること。
 「引用されたデータはPitchBookのアナリストによるレビューを受けておらず、一部PitchBookの方法論と合致しない可能性がある点に留意。」
 (併記する場合は右記英語版を利用)

(出典) PitchBook Data, Inc.

Note; This page is quoted from materials created by Boston Consulting Group. The data only includes M&A deals where the deal amount has been disclosed. Startups are defined as companies that have received investment funding from venture capital. This data may be inconsistent with PitchBook methodology, and the following must be added to the citation: The cited data has not been reviewed by PitchBook analysts and may be inconsistent with PitchBook methodology.

Source: PitchBook Data, Inc.;

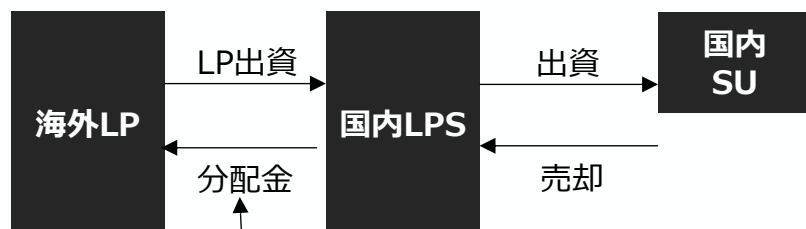
- 日本にGP（無限責任組合員）がいるファンドに対して、海外投資家（非居住者・外国法人）がLP（有限責任組合員）として出資する場合、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して課税されるのが原則であるところ、一定の要件を満たす者については非課税とする特例。
- 当該特例について、国内への投資の障壁となっているとの指摘があることから、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、必要な見直しを行う。

現行制度

【適用期限：なし】

【制度概要】

- 組合契約事業は組合員の共同事業であることから、国内にある恒久的施設（PE）を通じて事業を行う組合の組合員は、国内にPEを有するものとして扱う（所基通164-4）ため、LPは国内源泉所得に対する所得税・法人税が課税される。ところ。
- 当該特例制度は、外国LPのうち、一定の要件を満たすものについて、国内源泉所得に対する所得税・法人税を非課税とするもの。



原則：国内源泉所得に対する課税
特例：国内源泉所得に対する非課税

【適用要件及び手続き】

【適用要件】

- 投資組合に出資する外国組合員である
- 下記の全てを満たしている*
- 1. この投資組合の有限責任組合員であること
- 2. この投資組合の業務執行行為を行わないこと
- 3. この投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること
- 4. この投資組合の無限責任組合員と特殊の関係にないこと
- 5. この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとした場合には、恒久的施設帰属所得を有しないこととなること

*全ての要件を組合契約締結の日から継続して満たす場合に、書類の提出日以降に適用。

【手続】 本特例の適用を受けようとする外国LP（LPがファンドオブファンズの場合は、非居住者・外国法人たる最終のLP）は、特例適用申告書を提出する必要。

要望内容

- 適用要件の緩和や手続きの簡素化等の見直しを行う。

Ⅲ.

**中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、
地域経済の活性化**

事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等（相続税・贈与税）

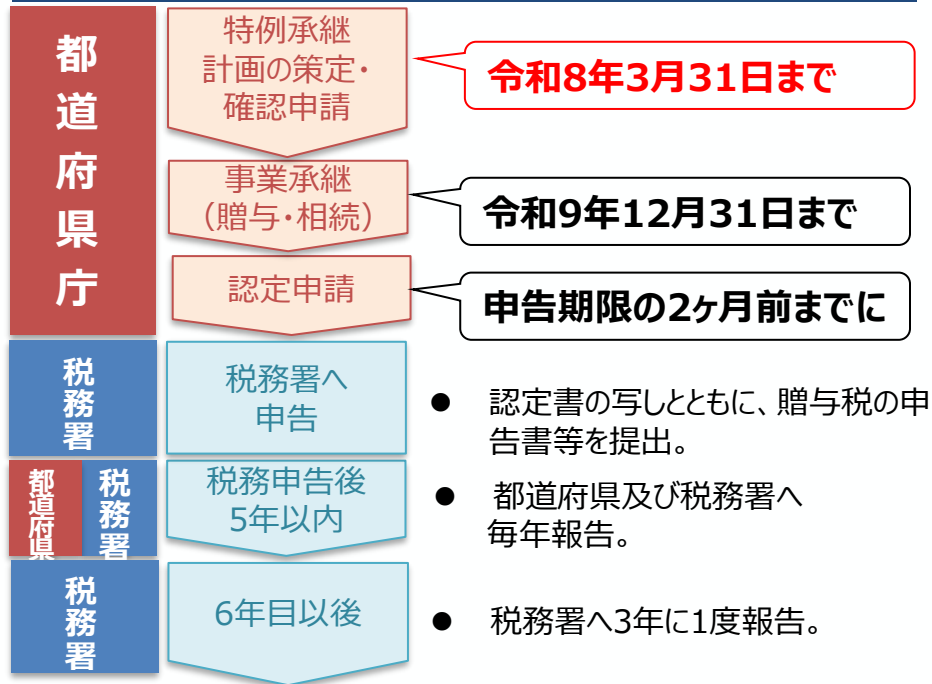
- 事業承継税制の特例措置※は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。
（※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設）
- 事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の確認申請（提出）の期限の延長を行う。
- また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方について検討を行う。

現行制度

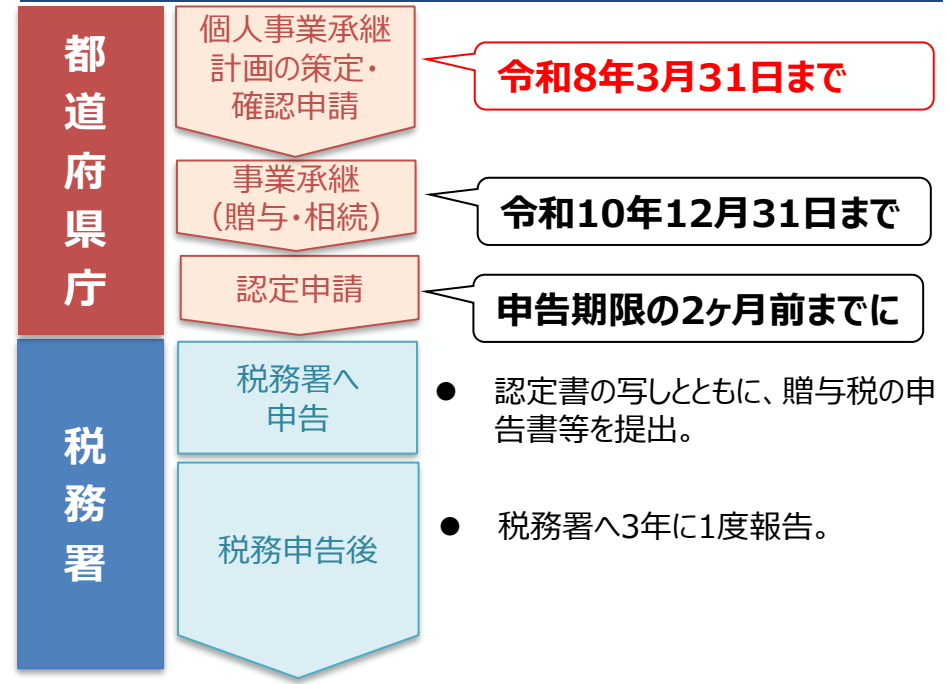
【適用期限：法人版：令和9年12月末、個人版：令和10年12月末】

【承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも令和8年3月末】

法人版事業承継税制に係る手続



個人版事業承継税制に係る手続



要望内容

- 承継計画の提出期限を一定期間延長する。
- 事業承継のあり方について検討する。

(参考 1) 事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予**する制度。平成30年度に**10年間限定の特例措置を創設**し、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合を贈与税・相続税ともに100%**とするなど、**抜本的に拡充**。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (令和9年12月31日まで) 令和8年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

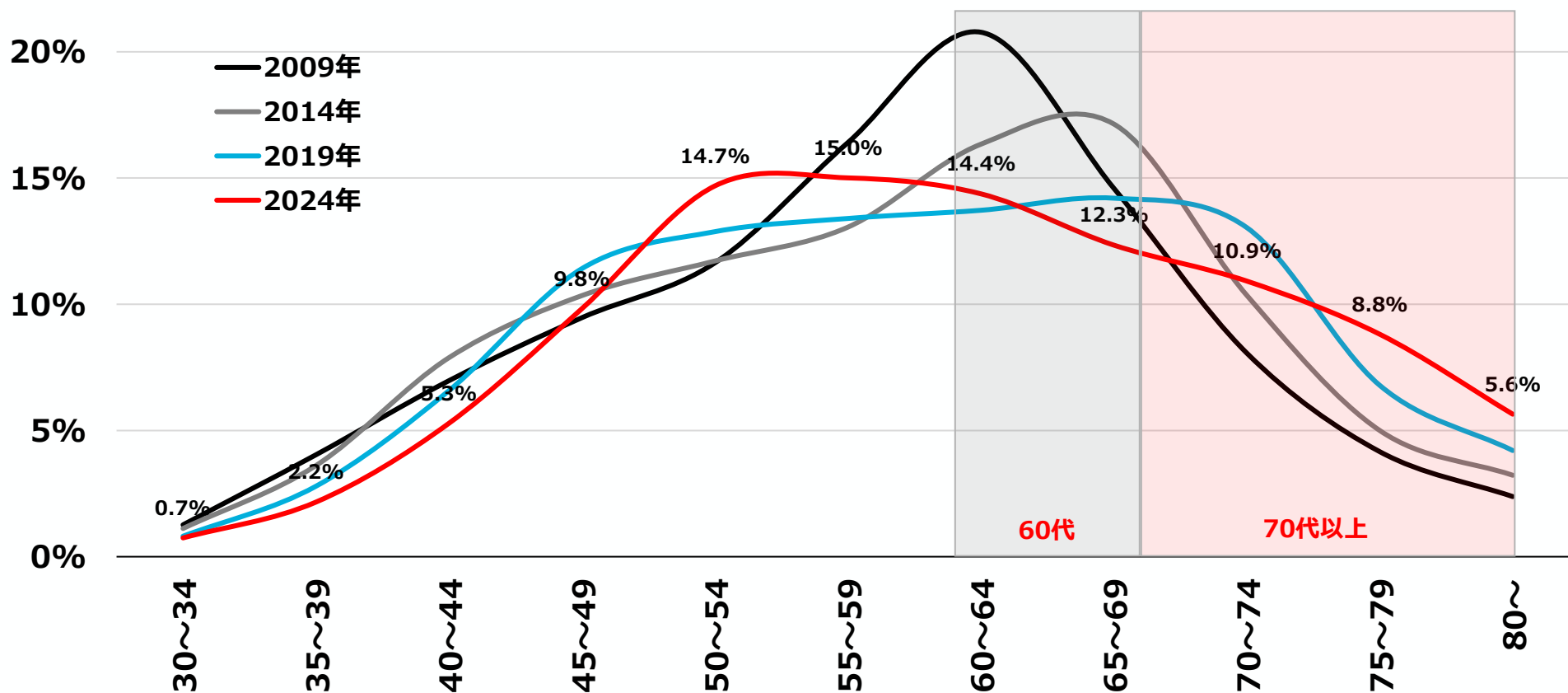
個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (令和10年12月31日まで) 令和8年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

(参考2) 経営者の年齢分布の推移と事業承継の進展

- 経営者年齢の分布の変化をみると、一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、未だ事業承継が必要となる70代の事業者が多く存在。加えて、今後承継が本格的に必要となる60代の層も多く存在している。

経営者の年齢割合の変化



(出典) 帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」(2024年)を基に作成。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能。
- ①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の適用期限の延長等を行う。

現行制度 【適用期限：令和7年度末まで】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ※	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

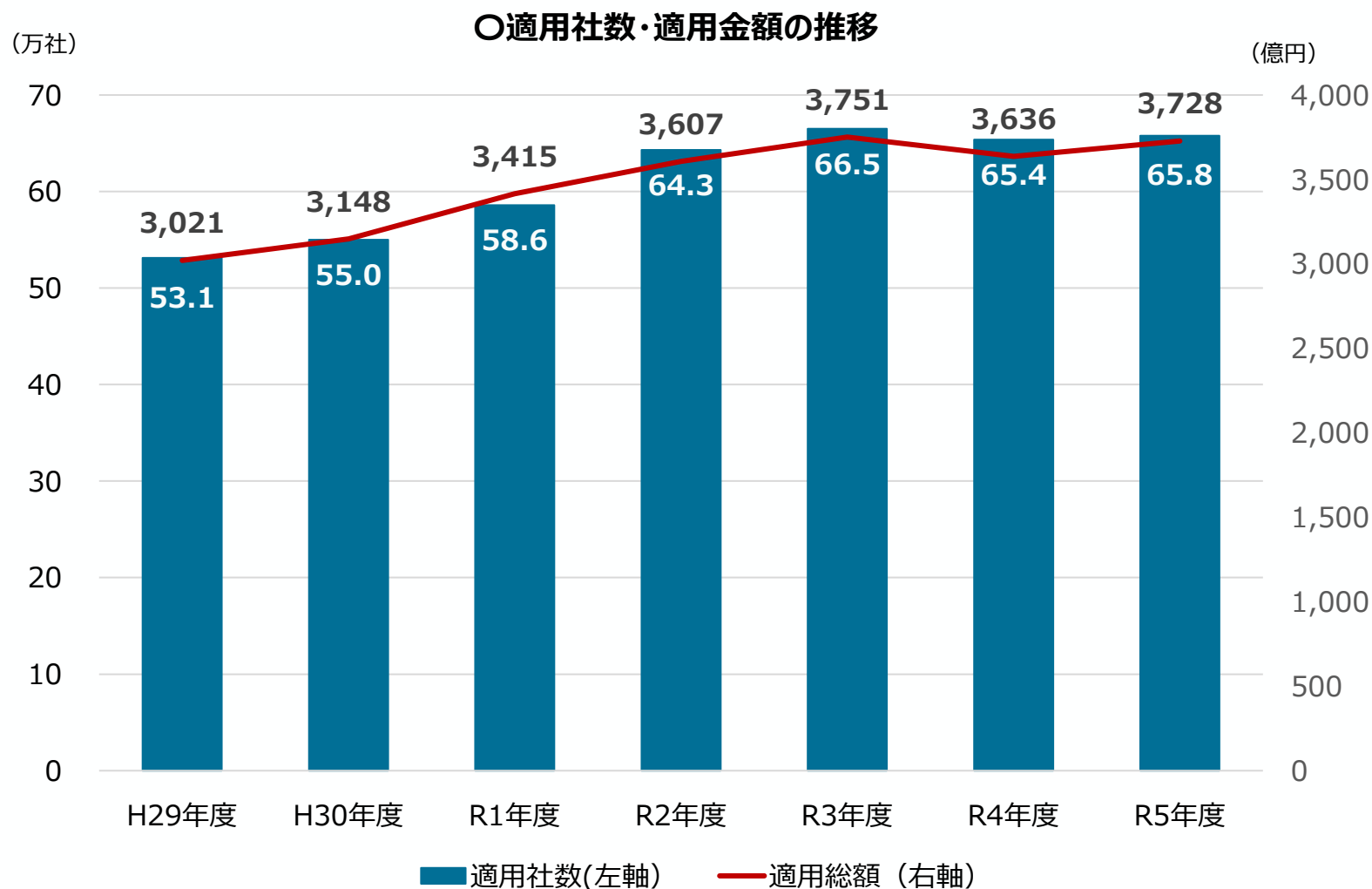
※ 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が1億円超の組合等は300名以下が対象。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで）
- 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。

(参考) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、**約66万社の中小企業**が本税制措置を活用。



食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し (所得税・個人住民税)

- 企業が従業員に提供する食事について、**①従業員が食事価額の50%以上を負担し、②企業が負担した金額が月額3,500円以下の場合**に、食事に係る所得税を非課税とする制度が存在。
- 1984年以来制度の見直しが行われておらず、**足元の物価上昇等を踏まえた非課税限度額の引き上げ**を行う。

現行制度

【適用期限：なし】

企業が従業員に提供する食事のうち、

1

従業員が**食事価額の50%以上**を負担

且つ

2

企業負担額が**月額3,500円以下**

→ 1984年以来見直しの行われていない
3,500円の非課税限度額を見直す必要性

企業負担分を
従業員**の所得税計算上非課税**

現行制度の例

食費月
8,000円

従業員負担 : 4,500円
会社負担 : 3,500円

56.25%
4500円

43.75%
3,500円

会社負担の3,500円全額が
所得税非課税

要望内容

- 足元の物価上昇の状況等を踏まえ、本制度の非課税限度額の引き上げを行う。

IV.

GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

- 第7次エネルギー基本計画においては、**再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し**、関係省庁が施策を強化することで、**地域との共生を図りながら最大限の導入を促す方向性**が掲げられた。
- 他方、再生可能エネルギー発電事業の導入初期には、様々な事業リスクがあり、経済面での課題が存在している。
- 事業リスクへの対応や再投資拡大を図り、最大限の再生エネ導入に寄与するため、**再生可能エネルギー発電設備の固定資産税を3年間に渡り、一定割合軽減**する措置について、**地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため見直し**を行った上で、**適用期限（現行2年）を延長する。**

【太陽光】



（出所：積水化学工業（株））

【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】



現行制度

【適用期限：令和7年度末まで】

対象設備	発電出力	課税標準
太陽光発電設備※1	1,000kW以上	3/4（7/12～11/12）
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）
風力発電設備	20kW以上	2/3（1/2～5/6）
	20kW未満	3/4（7/12～11/12）
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）
バイオマス発電設備 （2万kW未満）	1万kW以上	2/3（1/2～5/6）※2
	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）

※1 ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備

※2 一般木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7（11/14～13/14）

要望内容

- ◆ **一定の再生可能エネルギー発電設備の固定資産税を軽減する措置について、地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため見直しを行った上で、適用期限（現行2年）を延長する。**

- 資源のほぼ全量を輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要。
- 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、投資の維持・促進を図るものであり、適用期限の延長を要望。

現行制度

【適用期限：令和7年度末まで】

○海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。

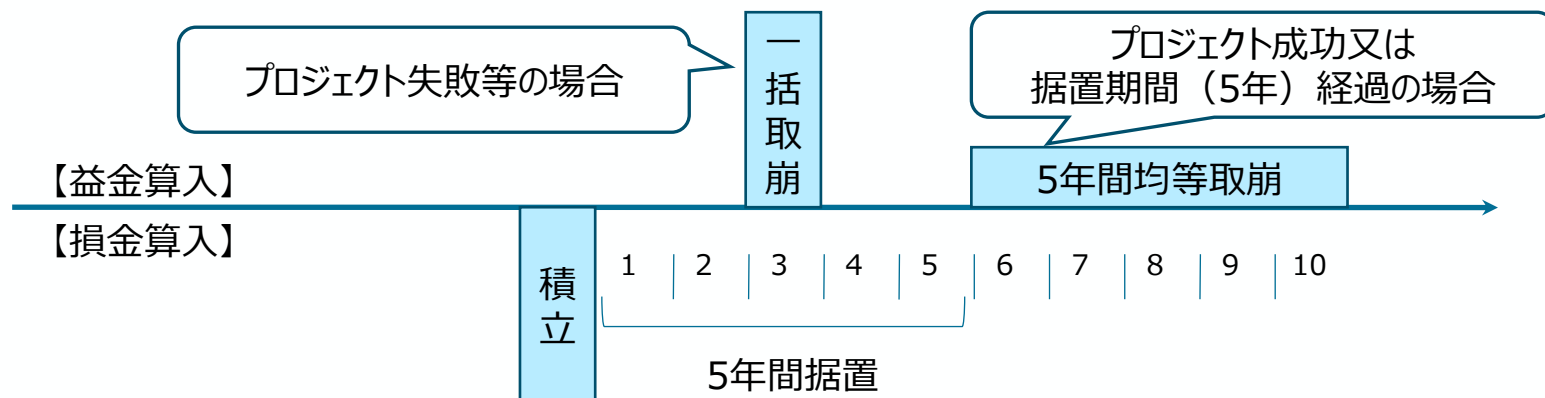
※探鉱法人の場合は出資額の50%、開発法人の場合は出資額の20%

【対象】

石油、天然ガス、金属鉱物

【準備金の取崩し方法】

- ・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
- ・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、6年目以降、5年間に渡って均等で取崩す。

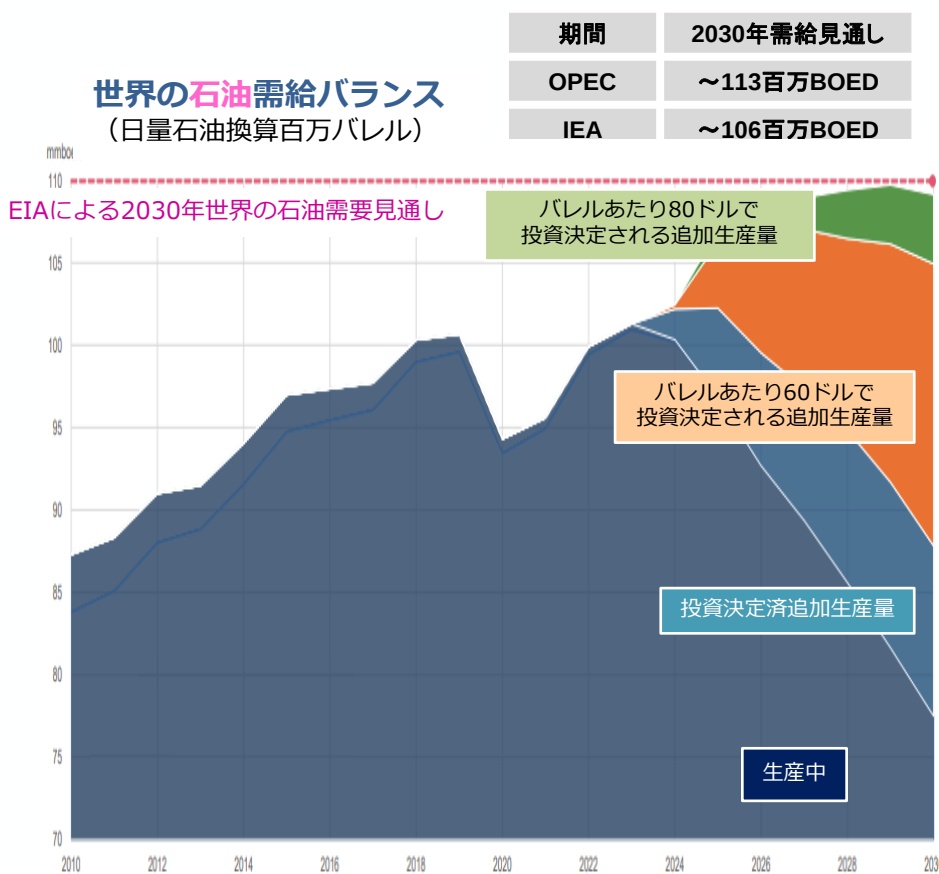


要望内容

- ・適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで）

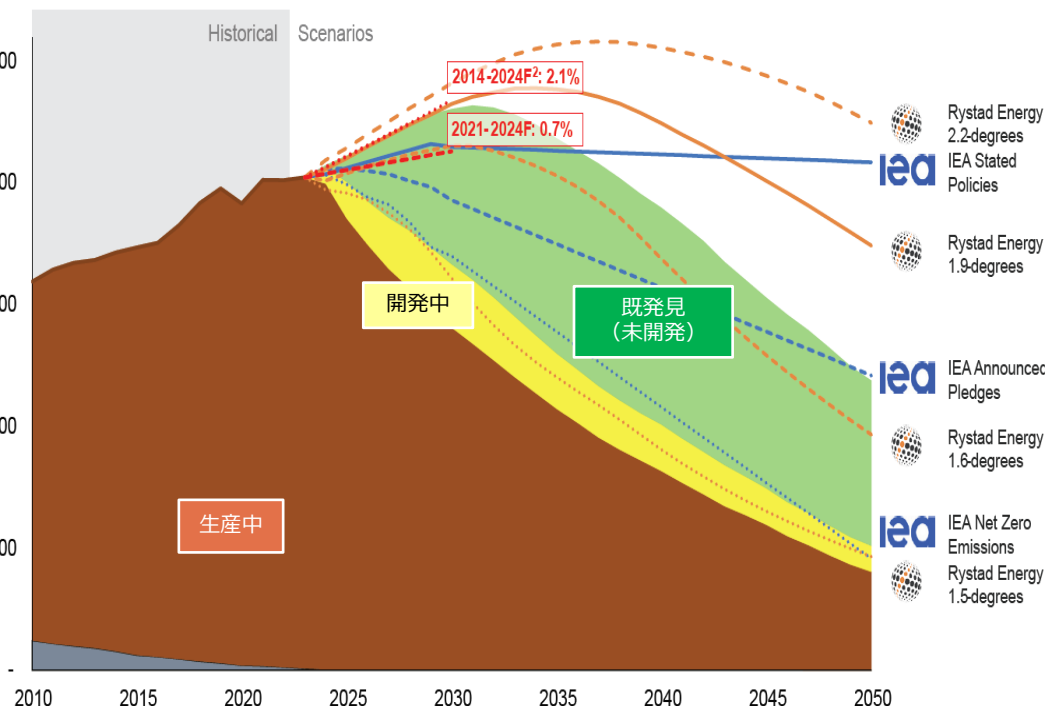
(参考 1) 石油・天然ガスの需給バランスの分析

- 各公的機関の分析によると、石油・天然ガスともに需要見通しに対して、既存プロジェクト及び今後立ち上がるプロジェクトからの供給量では不足することが見込まれる。
- 加えて、新産業による電力需要の拡大、カーボンニュートラル燃料価格の動向、燃料転換の進展の度合い等により、石油・天然ガスに対する需要量は大きく変動する可能性があり、不確実性が高い。このような環境下において、石油・天然ガスの世界的な供給量を適切に維持することを通じ、エネルギー安定供給の確保を実現するため、継続的な探鉱・開発投資を促進するための環境整備が必要不可欠。



世界の天然ガス需給バランス

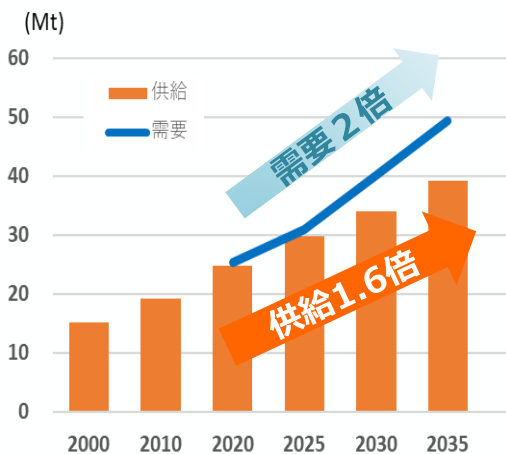
Bcm



(参考2) カーボンニュートラル実現及びサプライチェーンの維持・強化に向けた鉱物資源の安定供給確保

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、様々な部門でのエネルギー転換が必須であり、これらの実現に必要な鉱物資源を安定的に確保していくことが必要。特に、電化に不可欠な銅については、電動車の進展や、AI・データセンター等のGX・DXの進展により、世界的需要は増える見込み。一方で、銅鉱山の開発は需要には追いつかない中で、銅の安定供給確保が必要。
- また、サプライチェーン最上流における鉱物資源の自律性確保は、国内製造業全体にとって重要な課題。中国の輸出管理等の中長期的な供給途絶リスクの高まりを受けて、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向け、レアメタルを対象とした鉱山開発が必要。
- そのため、相応のリスクを取って鉱山経営を行い、日本への資源確保に寄与する事業者（= 鉱石等を確実に日本に引き取ってくる事業者）を積極的に支援することが必要。

世界の銅の需給見込み

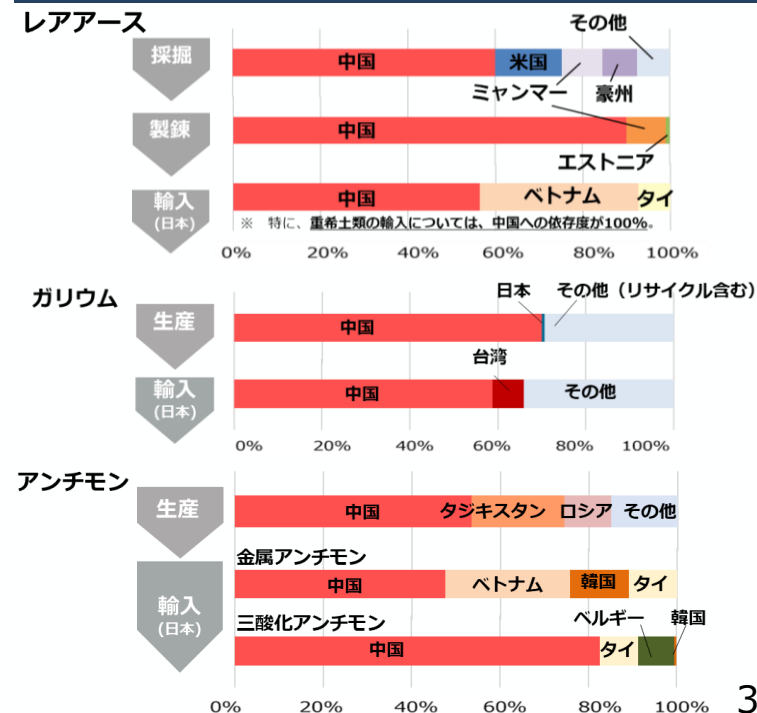


出典: INCG, S&P Global
(供給予測はRocky Road(成り行き)シナリオ)

直近追加された 中国輸出管理措置の鉱種

- 2023年8月 「ガリウム・ゲルマニウム」を追加。
- 2023年12月 「黒鉛」を追加。
- 2024年9月 「アンチモン」を追加。
- 2025年2月 「タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム」を追加。
- 2025年4月 「サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム（全て重レアアース）」を追加。

重要鉱物のサプライチェーンの状況



電気・ガス供給業の収入金課税の見直し(事業税)

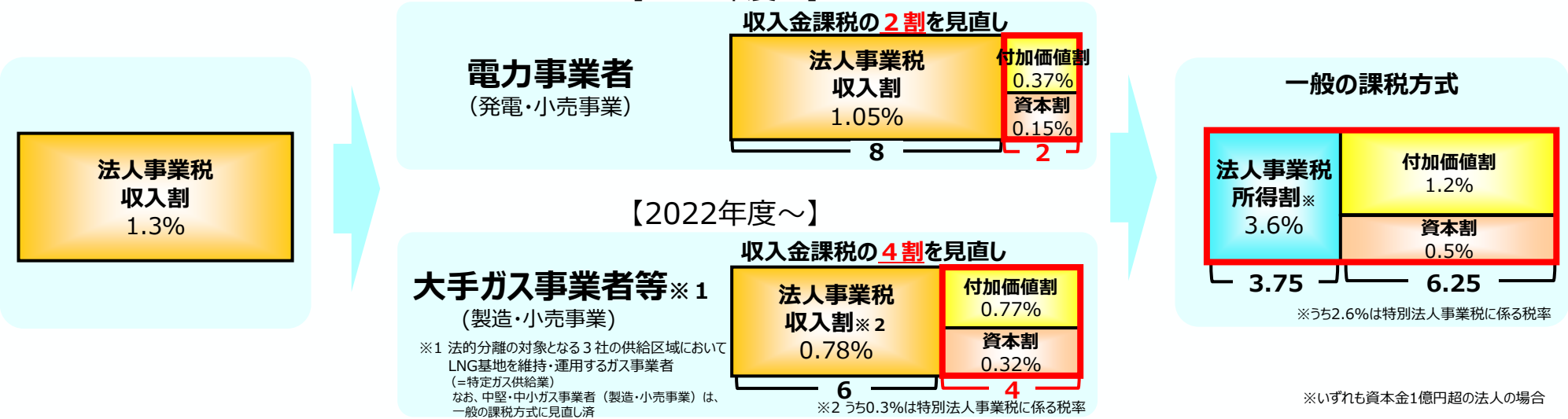
新設

- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みとなっている（収入金課税）。
- 令和2年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直しが行われたものの、収入金課税の仕組みは存続。強靱なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。
- このため、令和7年度税制改正の与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」ことが明記された。

見直し前の制度

現行制度

要望内容



令和7年度与党税制改正大綱 第三 検討事項（抜粋）

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

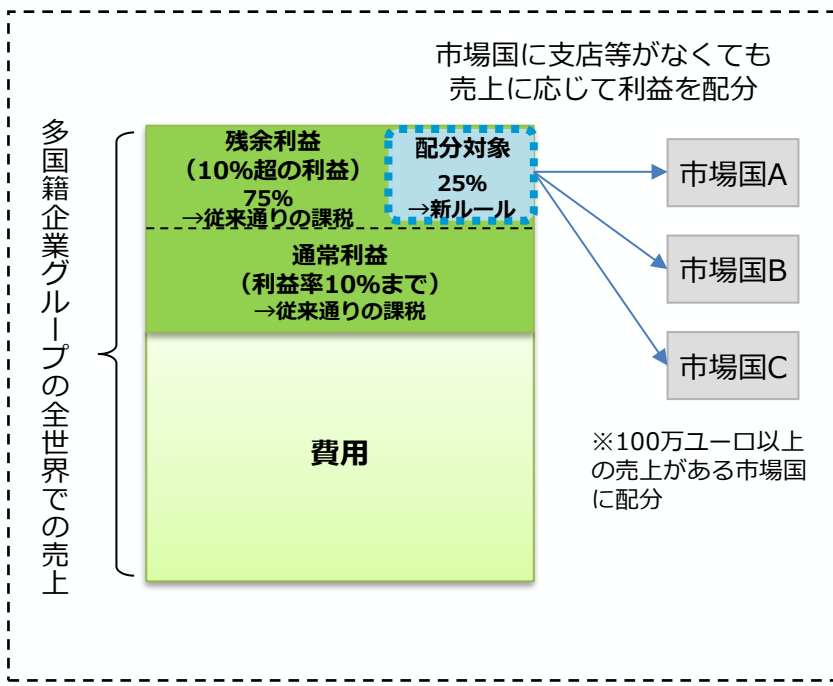
V.

移り変わる国際課税への対応

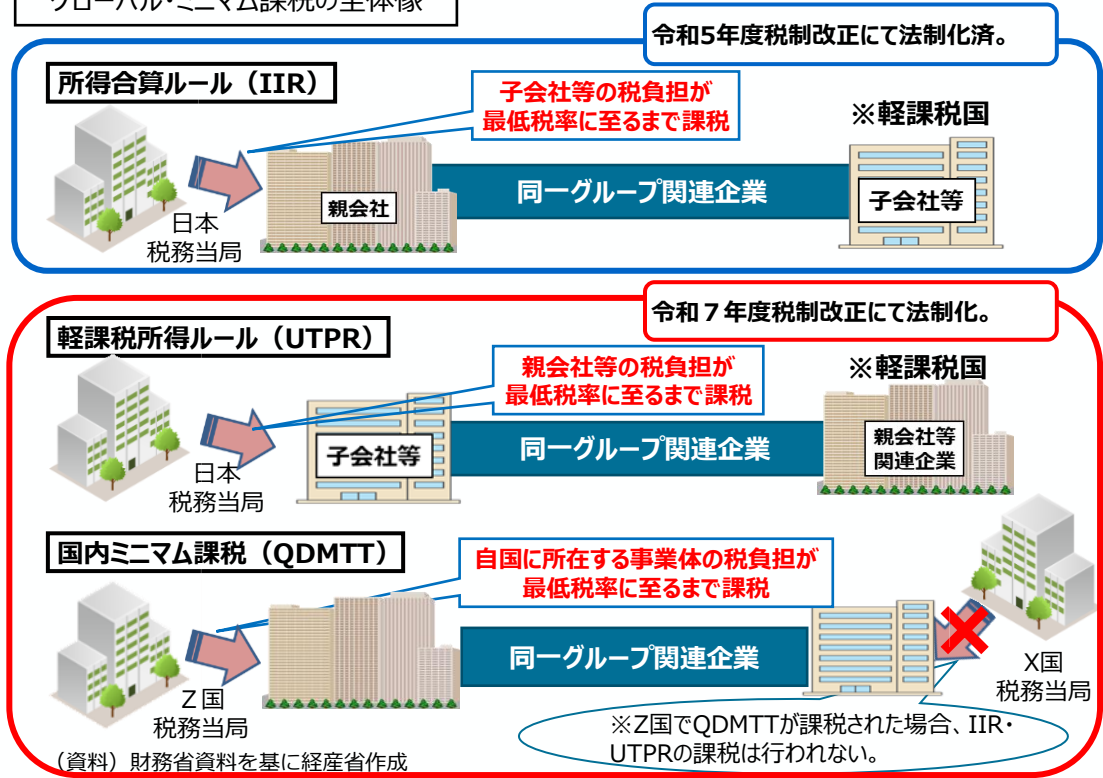
要望内容

- 市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）に係る国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。
- 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした **グローバル・ミニマム課税（第2の柱）** については、**企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないよう必要な見直しを検討する。**

市場国への新たな課税権の配分



グローバル・ミニマム課税の全体像



(参考) 国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、「2本の柱」の解決策（**①市場国への新たな課税権の配分等**、**②グローバル・ミニマム課税**）について、最終合意が実現。

※①市場国への新たな課税権の配分等は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国国内法の改正によって実施。

- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名を目指し、移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化（利益B）の枠組みとパッケージで交渉。
- ②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR）の法制化。軽減課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）は令和7年度税制改正にて法制化。

①市場国への新たな課税権の配分等

市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する等

- ①全世界収入200億ユーロ（約3.2兆円*）超かつ利益率10%超※

※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外

- ②残余利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、収入に応じて定式的に配分
- ③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等

②グローバル・ミニマム課税

一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

- ①最低税率は15%
- ②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円*）以上
※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は927グループ（令和5年7月～令和6年6月実績（令和7年1月国税庁発表））
- ③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり） 等

* 1ユーロ = 160円で換算

要望内容

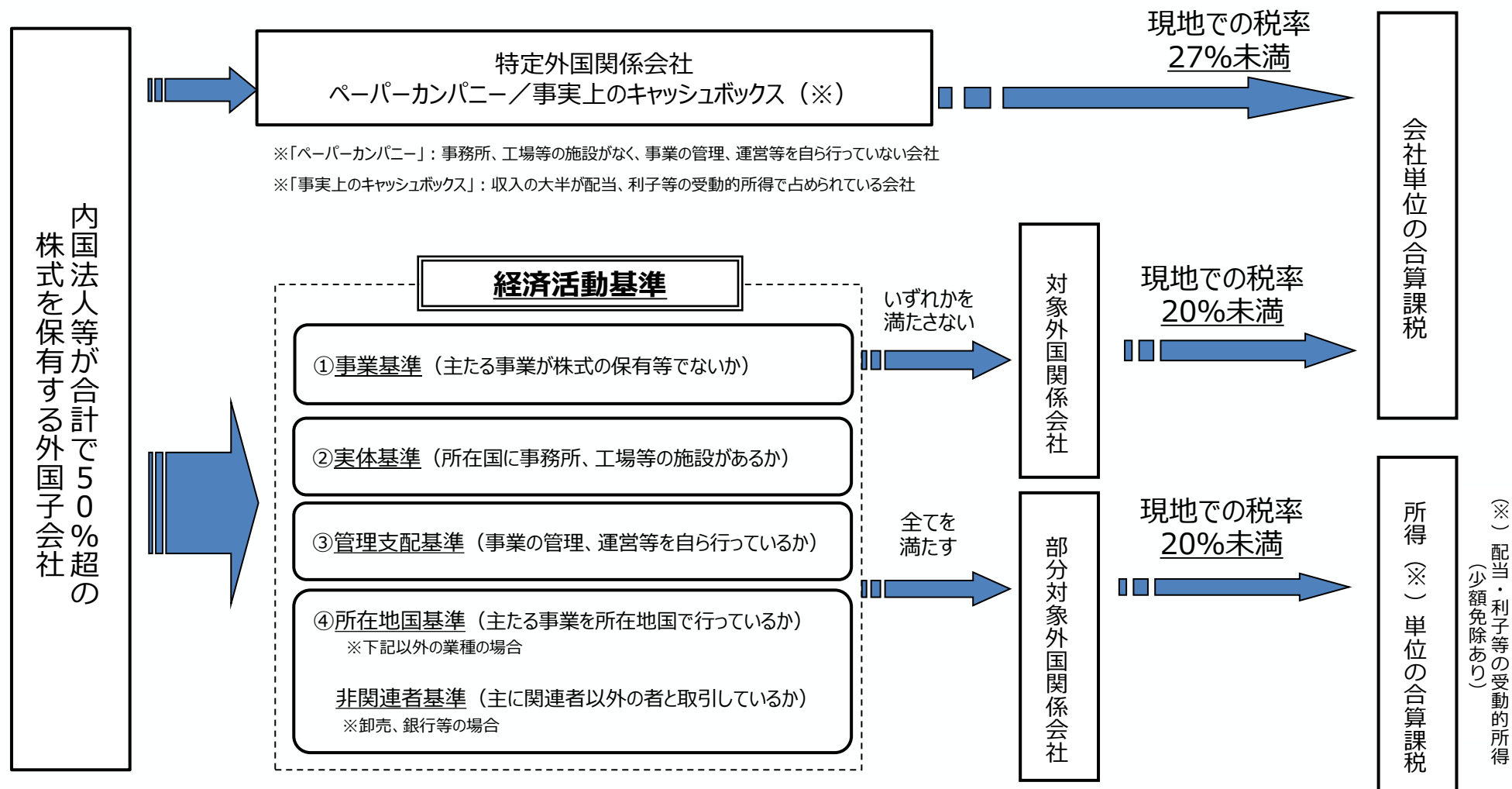
- 外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とする**外国子会社合算税制（CFC税制）**について、
 - ① 租税回避と関係しない場合であっても、形式的に課税対象となるなど、海外展開を行う企業から**負担の軽減を求める要望が大きいこと**
 - ② 軽課税国に所在する子会社の所得を本邦で課税する点で類似するグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い、**海外でも対象の縮減等の見直し**が進んでいること等を踏まえた見直しを行い、**企業の海外展開を後押し**する。

※CFC税制：外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度。

現状の課題（例）		見直しの方向性
①租税回避と関係しないケースでの課税	・ 買収した外国子会社に買収前から生じていた所得や清算中の外国子会社の清算過程で生じた所得が合算課税の対象となるなど、 租税回避と関係しないケースも課税対象 。	課税範囲の見直し等
②ビジネス実態と基準の乖離	・ 事業活動の有無を判定する経済活動基準等 について、グループ戦略に沿って事業を行う外国子会社が独立した企業とみなされず合算課税の対象となったり、事業活動上必要な海外持株会社がペーパーカンパニーとして合算課税の対象となるなど、 ビジネス実態と乖離 。	経済活動基準の見直し等
③事務負担の増大	・ グローバル・ミニマム課税の導入等により、海外展開を行う企業の 事務負担が増大 。海外では、企業の事務負担の軽減を目的に CFC税制の対象縮減等の見直しを実施 。	適用免除範囲（税率）の見直し、両税制の計算共通化等

(参考) 現行の外国子会社合算税制の概要

- 外国子会社合算税制（CFC税制）とは、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度。

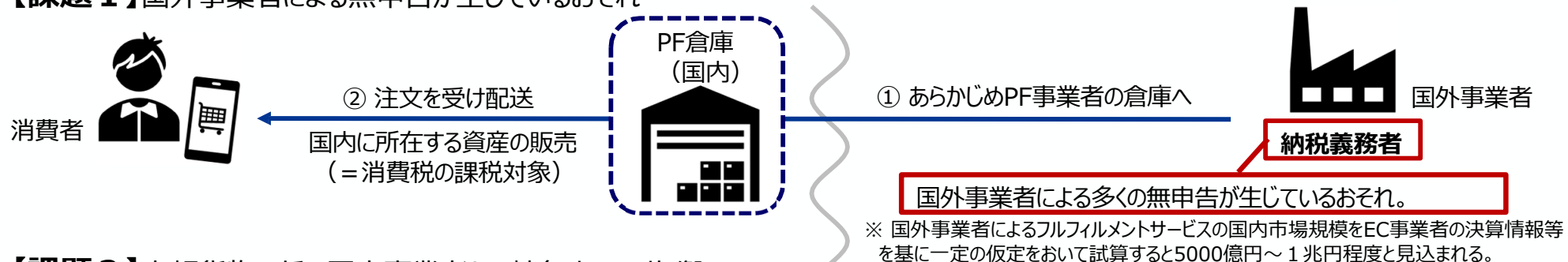


国境を越えたEC取引に係る消費課税の在り方の検討(消費税、地方消費税)

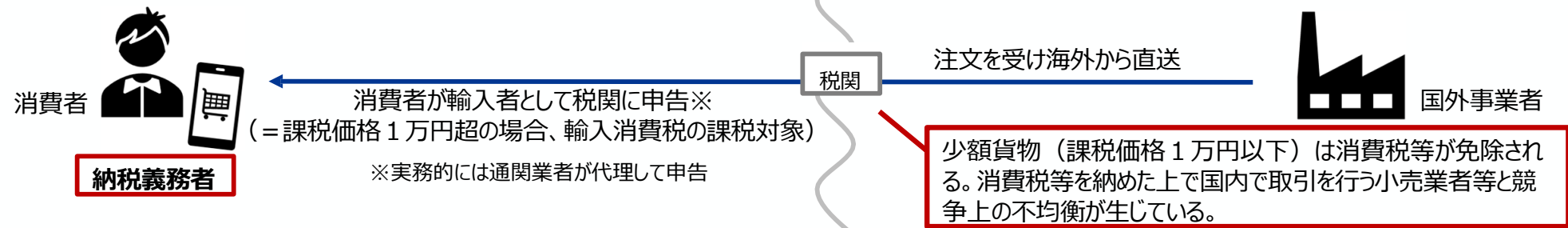
その他

- 国境を越えたEC取引には一般的に次の2つの形態が存在する。
 - ① 国外事業者が、プラットフォーム事業者（PF）が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する場合（フルフィルメントサービス）。国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負う。
 - ② 国外事業者から海外直送する場合。国内消費者がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負う（少額は免税）。
- ①については、多くの無申告が生じている可能性があり、②については、少額な貨物が免税対象とされており、これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。
- 国内外事業者の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えたEC取引に対する消費税の課税の在り方について検討する。

【課題 1】国外事業者による無申告が生じているおそれ



【課題 2】少額貨物に係る国内事業者との競争上の不均衡



VI. 制度整備・改善

VI. 制度整備・改善

- 償却資産課税の見直し（固定資産税）

国際的に稀で、設備投資コストの上乗せとなる償却資産に係る固定資産税について、事業者の固定資産税の負担状況等を踏まえ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

- 地方法人課税の見直し（法人住民税・事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

- 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

- 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化について、引き続き検討する。

VI. 制度整備・改善

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の拡充、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（法人税・所得税）

圧縮記帳及び総収入金額不算入が認められるNEDO法等に基づく助成事業に、NEDOが実施する令和8年度新規事業を追加する。（法人税法施行令第79条第1項及び所得税法施行令第89条第1項において圧縮記帳の適用対象として位置付ける。）

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

経済のデジタル化等を踏まえ、企業の事務負担軽減及び生産性向上に資するよう、申告・納税等に係る税務手続について、一層の電子化の推進も含め、利便性の高い制度及び運用とする。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や事業環境の整備に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

VI. 制度整備・改善

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る産業用地の整備に向けた税制上の所要の措置（所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税）

独立行政法人中小企業基盤整備機構が新たに実施する、産業用地整備に関する融資業務の実施に係る所要の税制上の措置を検討する。

VII. 新設・延長・拡充

Ⅶ. 新設・延長・拡充

- 電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、配電事業者及び小売電気事業者の課税標準たる収入金額から定期支払額相当額及び託送料金相当額をそれぞれ控除する措置等について、適用期限の延長(3年間)を図る。

- 電気供給業に係る発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、発電事業者が一般送配電事業者等に対して支払うことが義務づけられた発電側課金について、発電事業者の課税標準たる収入金額から控除する等の措置の適用期限の延長(3年間)を図る。

- 地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図るため、一般送配電事業者の課税標準たる収入金額から、全国調整スキームに基づき、事業実施主体である他の一般送配電事業者に対し支払う系統整備費用相当額を控除する措置を創設する。

- 2025年大阪・関西万博の閉幕後に係る対応に向けた所要の措置（不動産取得税）

2025年4月より開催されている大阪・関西万博の閉幕後における所要の対応として、税制措置の見直しを図る。

VII. 新設・延長・拡充

- 地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

国内投資の増加に向け、高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の整備事業において、土地の譲渡に係る税制措置を講じる。

- 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置の拡充（所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税）

令和7年第217回国会においてGX推進法が改正されたことに伴い、同法に基づく認可法人である「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）」について、税法上の所要の措置を講ずる。

- 特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（石油石炭税）

苛性ソーダ製造業を営む者が自家発電の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の特例が適用されない本制度について、適用期限の延長(3年間)を図る。

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

環境基本法で定める環境基準を達成・維持するため、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準が適用されている事業者が設置する公害防止施設に対する固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長(2年間)を図る。

Ⅶ. 新設・延長・拡充

- 中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置の創設（固定資産税）

赤字や利益が少ない企業も含めた中小企業における研究開発投資を一層後押しし、収益力の向上を図る観点から、中小企業による研究開発に係る設備投資拡大に向けた所要の措置を創設する。

- 早期事業再生法の成立に伴う所要の措置（法人税・所得税・消費税・相続税・贈与税・個人住民税・法人住民税・事業税・地方消費税）

「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（早期事業再生法）の成立に伴い、既存の法的整理手続や私的整理手続における措置も参考に、税制上の所要の措置を講ずる。

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（不動産取得税）

事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限の延長(2年間)を図る。

- 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長（印紙税）

株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする措置について、適用期限の延長(5年間)を図る。

Ⅶ. 新設・延長・拡充

- 特定原子力施設炉心等除去準備金の延長（法人税・法人住民税、事業税）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、廃炉等に必要な資金として積み立てた積立金額のうち、炉心等の除去に要する金額の損金算入を認める措置について、適用期限の延長(3年間)を図る。

- 地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の検討

地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域における住民の生活環境の維持に必要なサービスの供給を確保すべく、当該サービスを供給する事業者等の事業継続等に資する所要の措置を検討する。

- 電力システムの脱炭素化の実現及び安定的なエネルギー需給構造の確立に向けた所要の措置

最近の我が国のエネルギーを巡る情勢変化を踏まえ、電力システムの脱炭素化の実現及び安定的なエネルギー需給構造の確立に向けた所要の措置を検討する

VIII. 共同要望（他省庁主管）

Ⅷ. 共同要望（他省庁主管）

- 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長（所得税・法人税）

長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合の課税の特例について、適用期限の延長(3年間)を図る。

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税・法人住民税）

企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。（撤廃に至らない場合、課税停止措置を3年延長する。）

- 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置の延長（所得税、固定資産税）

省エネ改修等が行われた住宅について、所得税・固定資産税を軽減する特例措置の適用期限の延長(2年間)を行う。

- 既存住宅の省エネ改修等に係る標準的な工事費用相当額等の見直し（所得税）

省エネ改修等が行われた場合の所得税の控除額の算定の基礎となる標準的な工事費用相当額等について、工事実績を踏まえて見直しを行う。

Ⅷ. 共同要望（他省庁主管）

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税・個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 福島イノベーション・コースト構想の推進及び福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長等（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

福島イノベーション・コースト構想の推進及び福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長(3年間)等を行う。

- 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等（所得税・個人住民税）

令和8年分所得税において講じられた、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する2万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずる。

- 被災代替資産に係る特例措置の所要の見直し（所得税・法人税・固定資産税）

東日本大震災により減失、損壊した償却資産に代わるものとして、代替資産を取得等した場合の特例措置について、所要の見直しを図る。

VII. 共同要望（他省庁主管）

- 第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始

第1次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針2025において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。

（注）関係府省庁は、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

IX. 廃止・縮減

IX. 廃止・縮減

- 特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の廃止（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

本特例措置の創設以降、地震・津波被災地域の産業集積について一定の役割を果たしてきたことから、令和7年度までとされている第2期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止する。